

監査公表第 6 号

平成 26 年（2014 年）7 月 8 日

札幌市監査委員	藤 江 正 祥
同	窪 田 もとむ
同	勝 木 勇 人
同	三 浦 英 三

措置通知事項の公表について

札幌市長から「包括外部監査の結果報告等に基づく措置の通知について（平成 26 年（2014 年）6 月 24 日付け札法第 453 号）」の提出がありましたので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 38 第 6 項の規定により、当該通知（写し）を別添のとおり、公表します。

札法第453号

平成26年(2014年)6月24日

札幌市監査委員 藤江正祥様
窪田もとむ様
勝木勇人様
三浦英三様

札幌市長 上田文雄

包括外部監査の結果報告等に基づく措置の通知について

平成26年3月24日に報告を受けた平成25年度の包括外部監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として講じた措置について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の38第6項の規定により、別紙のとおり通知いたします。

また、当該結果報告に添えて提出された意見に基づき、又は当該意見を参考として講じた措置のほか、平成24年度以前の包括外部監査の指摘事項及び結果報告に添えて提出された意見のうち措置を講じたものについても、併せて通知いたします。

別 紙

包括外部監査の指摘事項等の概要及びそれに対する措置について（平成25年度）

監査結果報告年度 平成25年度

監査テーマ 札幌市円山動物園について

(1) 指摘

監査対象 局部等	指摘を受けた事項	指摘に対する措置 (検討結果及び対応)
環境局円山動物園	<p>【報告書24ページ】 第3章 1 入園料</p> <p>○ 入園券の受払簿が正しく記載されていない。</p> <p>入園券の受払簿では廃棄済みとの記載があるにも係わらず、実際には廃棄手続がなされておらず、上長の決裁を得ていたものがあつた。</p> <p>また、動物園の入園券販売窓口から年度切り替えのために返却された入園券について、受払簿に記載がない事例もあり、さらに販売を委託している札幌市内のホテルから返却された入園券についても同様であつた。</p> <p>札幌市会計規則では帳簿の記入に関して次のように規定している。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>(帳簿の記載及び照合)</p> <p>第148条 帳簿の記載は、次の各号に定めるところによらなければならない。</p> <p>(1) 記載すべき事由の発生につど、証拠書類又は計算書等に基づき正確に記載すること</p> <p>(2) 以下省略</p> </div> <p>受払簿は規則に従い適切に記載して上長の決裁を得る必要がある。</p>	<p>不要となった入園券等につきましては、所定の決裁により廃棄決定を行っていたところですが、その後も廃棄がされずに保管されているものがありました。</p> <p>今後、廃棄決定したものにつきましては、速やかに廃棄するよう関係職員に対し事務の徹底を図りました。</p> <p>また、年度切り替えて返却された入園券等の受払につきましては、受払簿への記載を遺漏していたものであることから、今後はこのようなことがないように、必ず受払簿への記載を行うよう関係職員に対し周知しました。</p>
	<p>【報告書32ページ】 第3章 2 固定資産</p> <p>○ 「円山動物園動物管理事務取扱要綱」が適時に改正更新されていない。</p> <p>この要綱は昭和44年12月8日に建設局長決裁を経て制定されたものであるが、必要な要綱改正が行われていないため、規定が動物園の現状と合わなくなっている。</p> <p>この要綱は、動物の出納保管等に関する事務の取扱いを定めたものであり、重要な規程であることから、適時に現状に即した内容に改正すべきである。</p> <p>なお、当該要綱中の現状と合致していない具体的内容と改定予定は、次表のとおりである。本監査中に、円山動物園より改定予定が示されたことから、当該事項を確実に実施する必要がある。（表：略）</p>	<p>動物の出納保管等に関する事務につきましては、円山動物園動物管理事務取扱要綱の規定に基づき取り扱うこととなっておりますが、当該要綱について、これまで現状に即して解釈、運用してきたことから、改正等を実施しておりませんでした。</p> <p>については、平成26年4月1日付けで本要綱の全部改正を実施し、規定と現状のかい離を解消いたしました。</p>

<p>【報告書 34 ページ】 第3章 2 固定資産 ○ 固定資産について定期的な現物確認・記録が行われていない。</p>	<p>備品について、登録（台帳への記載）時の確認後、定期的な現物確認が行われていない。紛失及び滅失、さらに概要資料作成時の誤記載の可能性もあるため、定期的な現物確認を行うべきである。</p> <p>また、公有財産については、少なくとも年1回以上は現地調査を行い、公有財産実地管理記録調書に記録することとなっているが、平成24年度からは担当者変更による引継がされず、記録されていない。日常的に巡回して、現地確認はなされているものの、記録がなされていないことについては、平成20年度の監査委員による定期監査で改善措置とされたものであり、平成20年度から平成23年度までは適切に行われ改善されていたが、平成24年度は記録されておらず、平成25年度も調査日現在行われていなかった。記録は適正に行わなければならない。</p> <p>なお、札幌市公有財産規則によれば公有財産の平常管理について次の規定がある。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>(平常管理)</p> <p>第13条 部長等は、随時その所管する公有財産の現状を調査し、必要な事項については、適切な措置を講じなければならない。</p> <p>2 前項に規定する調査すべき事項を例示すると、おおむね次のとおりである。</p> <p>(1) 維持、保存及び使用目的の適否</p> <p>(2) 電気、ガス、給排水、避雷、防火施設その他施設の良否</p> <p>(3) 公有財産台帳及び附属図面との照合</p> <p>(4) 土地境界の確認</p> <p>(5) 使用を許可し、又は貸し付けている公有財産の使用状況の適否</p> </div>	<p>備品については、今後定期的な現物確認を行うよう、関係職員に周知しました。</p> <p>また、公有財産につきましては、日常の園内巡回による建築・電気設備・給排水衛生設備並びに園路・外構の点検を行っており、また、年度内に一度、総点検としての現地調査は行っておりましたが、点検結果の記録調査への記録が遺漏していたため、指摘となったものであります。</p> <p>今後、現地確認を行った段階で、確実に記録を行うことといたします。</p>
<p>【報告書 34 ページ】 第3章 2 固定資産 ○ 備品出納簿、建物台帳及び工作物台帳が正しく記載されていない。</p>	<p>札幌市会計規則第143条第3項第1号で定める備品出納簿中の「現在高」欄には、備品の受入・払出を反映した「現時点における数量」を記載すべきところ、現在までの累計数（パソコン 現在高93個など）を記載しているため、実在数量と乖離した全く意味のないものになっている。累計残高ではなく現在残高を記載</p>	<p>今後、備品出納簿につきましては、正しく「現時点における数量」を記載することといたします。</p> <p>また、建物台帳及び工作物台帳についても増設に係る記載漏れがないよう適宜内容の点検を行い、システム登録した建物一覧表及び工作物一覧表との整合を確保するようにいたします。</p>

	<p>するようにして、出納簿を有効に利用すべきである。</p> <p>また、建物台帳及び工作物台帳については、増設に係る記載がもれている場合があり、このためシステム登録した建物一覧表及び工作物一覧表と不一致が生じている。札幌市会計規則では帳簿の記入に関して次のように規定しているので、正しく記載する必要がある。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>(帳簿の記載及び照合)</p> <p>第148条 帳簿の記載は、次の各号に定めるところによらなければならない。</p> <p>(1) 記載すべき事由の発生のつど、証拠書類又は計算書等に基づき正確に記載すること</p> </div>	
	<p>【報告書45ページ】</p> <p>第3章 4 材料費</p> <p>○ 「成分分析表」の入手が適切になされていない。</p> <p>乾燥牧草の仕様書において、年に一度または業者が変更になったときは「成分分析表」を業者から入手することとなっているが、業者が変更した場合にしか入手しておらず、仕様書どおりの運用がされていない。</p> <p>仕様書は、調達内容を詳細に記載した書面であり、これに基づいて入札価格が示され、入札業者が決まる重要なものである。仕様書どおりに業務がなされるように適切に運用すべきである。</p>	<p>受託者の変更がなかったため、年に一度の成分分析表の提出が行われておりませんでした。</p> <p>このため、平成26年度からは、御指摘を踏まえて「成分分析表」を提出させることといたします。</p>
	<p>【報告書56ページ】</p> <p>第3章 6 医薬品管理</p> <p>○ 期限切れの医薬品の廃棄が適時になされていない。</p> <p>毎月末に医薬品の棚卸を実施し、数量と使用期限を確かめ、使用期限が到来しているものについては廃棄することになっているが、円山動物園では適時に廃棄することなく、しばらく保管している。これは期限が切れても品質には問題ないとの考えからであるが、円山動物園で作成した管理標準作業書では「～期限経過後直ちに廃棄処分する」ことになっている。</p> <p>期限切れの医薬品については、公益社団法人動物用医薬品協会が使用を控えるべきと示していることから、管理標準作業書に則して適時廃棄処理する必要がある。</p>	<p>本件は、使用期限の定められた医薬品について期限経過後直ちに廃棄することが毒劇物管理標準作業書第3条第4項、向精神薬管理標準作業書第3条第4項により定められているにもかかわらず、未だ利用可能と考え廃棄せず、期限経過後も数か月程度保管し使用していたものです。</p> <p>平成26年4月より、各管理標準作業書に則り、期限経過後は直ちに廃棄するよう改善するとともに、各薬品受払簿の様式に使用期限記入欄を新たに設け、管理を徹底しております。</p>

(2) 意見

監査対象 局部等	意見	意見に対する措置 (検討結果及び対応)
環境局円山動物園	<p>【報告書24ページ】 第3章 1 入園料</p> <p>○ 廃棄すべき入園券が適時に廃棄されていない。</p> <p>入園券の保管ロッカーを視察したところ、過去の年度分の入園券が廃棄されずに保管されていた。過去の入園券は、デザインの推移等を資料として残すため、また、気に入った動物が印刷されている入園券をコレクションとして欲しいという要望に対応するために一部は残す必要があるとのことである。</p> <p>不正使用のリスクを防止するため、不必要になった入園券については速やかに廃棄または無効印を押印するなど使用不可能な状態にすべきである。</p>	<p>過去の入園券につきまして、資料として保管しているものに無効印の押印等の処置をしておりませんでした。</p> <p>今後は、不要になった入園券は速やかに廃棄又は無効印を押印するなど、使用不可能な処置を行い、適切に管理してまいります。</p>
	<p>【報告書34ページ】 第3章 2 固定資産</p> <p>○ 動物交換単価の確認資料を具備すべきである。</p> <p>動物等価交換の起案文書には、現状、動物業者からの見積書の添付しかない。動物を導入する場合、血縁関係や年齢等を考慮した上で決定することとなるため、単純に価格の比較のみで交換対象動物及び交換相手とする業者を決定することは難しいが、他社の価格状況などを調査して、交換単価が著しく不合理でないことを説明すべきであることから、交換単価の検討過程を起案文書に記載すべきである。</p>	<p>動物業者との間の動物交換につきましては、札幌市財産条例第5条（普通財産の交換）に基づき等価交換を行うものとしております。具体的には、複数の動物業者から、本市が求める要件に該当する動物の保有状況及び価格状況について情報収集した上で、当該動物を現に保有しかつ単価が市場的にも不合理でない動物業者より見積書を徴収し、起案に添付することで処理しておりました。</p> <p>しかしながら、起案文書には複数業者の情報等を比較した経緯につきましては、特段、記載しておりませんでした。</p> <p>このたびの御意見を踏まえて、平成26年度より、複数業者の情報等を比較した経緯について、起案に明記することといたします。</p>
	<p>【報告書35ページ】 第3章 2 固定資産</p> <p>○ 内容が重複している台帳については、システム連携などを行って効率化すべきである。</p> <p>動物園では、動物の管理を目的として動物園業務システムを利用しているほか、手書きで動物園独自様式の「動物総合台帳」を作成している。</p> <p>さらにこの「動物総合台帳」に加え、札幌市会計規則において作成を義務付けている備品出</p>	<p>当園では、動物出入りに伴い、「動物園業務システム」への入力、本市会計規則により義務付けられている「備品動物出納簿」・「消耗品動物出納簿」への記載又は借受動物や保護動物に係る「受託動物出納簿」への記載を行っております。さらに、「動物総合台帳」にも記載しておりますが、これは当園の動物管理業務上、例えば個体間の繁殖履歴などが容易に追跡できる</p>

	<p>納簿や消耗品出納簿に動物をあてはめた「備品動物出納簿」や「消耗品動物出納簿」を作成しているためこれも重複している。</p> <p>このため、動物園業務システム出力帳票を「動物総合台帳」として利用するとともに、動物園業務システムを札幌市の財務会計システムに連携し、「備品出納簿」「消耗品出納簿」の様式で出力する、または「出納簿」は「総合台帳」を参照するといった方法で後者の作成を省力化するなど、事務の効率化について検討すべきである。</p>	<p>ようにした利便性の高い整理記録として活用しているものです。</p> <p>したがって、活用目的や入力情報分野が各々異なっており、また現在は連動したシステムにはなっておらず、各入力又は記載は必要と考えます。また、これらの業務システム等を一元化するなどして連動させる場合は、電算システム改修やデータバックアップシステムの導入・保守及び一時的には既存情報の入力が必要となるとともに、備品及び消耗品出納簿等はシステム整備後も引き続き紙で備える必要があります。</p> <p>今後の事務の見直しの際に、御意見を参考にしながら、事務の効率化に向けて対応とすることといたします。</p>
	<p>【報告書35ページ】 第3章 2 固定資産</p> <p>○ 事業概要を作成する時は記載内容の正否をチェックすべきである。</p> <p>円山動物園では毎年度事業概要を作成しているが、その中で「園の施設」の記載内容を調べてみたところ、既に除却されている施設が記載されていたり、増設部分が抜けていたりしている。前年度の原稿のファイルを上書きしながら作成しているためと思われるので、今後は作成者以外の第三者もチェックすべきである。</p>	<p>事業概要の作成につきましては、各業務担当者が時点修正し、複数の職員で二度の校正作業を行っております。</p> <p>しかしながら、ご指摘のあった事業概要の「園の施設」につきましては、本来一致すべきである「建物台帳」との整合性を取ることを失念していたため、不一致が生じたものであります。</p> <p>今後、こういった不一致が発生するのを防ぐため、建物台帳等を活用したうえで作成を進めるよう徹底いたします。</p>
	<p>【報告書41ページ】 第3章 3 委託業務</p> <p>○ 伺書及びその添付資料に記載不足があった。</p> <p>飼料管理等業務において、指名競争入札参加者選考調書の指名理由の欄に、「建物設備保守管理業務の登録業者を選考」とだけあり、ランクや過去の実績等の考慮の必要性についての記載がされていなかった。記載不足・説明不足のないように留意する必要がある。</p>	<p>飼育管理等業務につきましては、「札幌市物品・役務契約等事務取扱要領」に基づき、入札参加者のランクや過去の実績等を考慮した選定を行ってりましたが、選考調書の指名理由欄には、選定時の判断に用いた実績等の記載を行っておりませんでしたので、今後は、記載不足のないよう、十分注意いたします。</p>
	<p>【報告書41ページ】 第3章 3 委託業務</p> <p>○ 積算価格算定の基礎資料が添付されていないものがあつた。</p> <p>委託業務に係る労務単価について、その根拠を確認できる資料が一部添付されていないものがあつた。積算価格算定の基礎が分かるように資料を添付すべきである。</p>	<p>積算価格の算定は、労務単価表等を参考に適正に算出しておりましたが、確認資料が一部添付されていないものがありました。</p> <p>今後は、必要な資料の添付漏れを防ぐとともに、書類のスリム化にも留意しながら積算の根拠を明確にしていまいります。</p>

	<p>【報告書41ページ】 第3章 3 委託業務 ○ 金額や支出科目等の記載がない伺書の決裁がされていた。 委託業務のうち消防設備点検業務において、「支出負担行為伺書」上、別添決裁済の押印があるが、第2次伺の「契約締結伺」において、金額や支出科目等の記載がないまま決裁がされていた。契約締結伺において支出負担行為伺を兼ねる場合には、金額や支出科目等経費の支出についても伺う必要があるため、適切な承認手続きとは言えない。</p>	<p>当該業務は、一次伺（調達伺）の際に支出科目や積算額等の記載をしており、予算財源の確保及び予算執行の承認を受けております。 しかしながら、このたびの二次伺（契約締結伺）は、2枚の起案用紙から構成されているところ、2枚目の用紙の添付を遺漏してしまいました。 今後は、このような漏れのないよう起案の内容を十分確認し、適切に事務処理を行ってまいります。</p>
	<p>【報告書51ページ】 第3章 5 人件費 ○ 飼育専門職の採用を検討するとともに、研修機会の充実を図るべきである。 飼育展示業務の質を高めるためには、清掃業務や飼料準備などは単純な労務作業ではなく、健康管理・衛生管理・繁殖準備・エンリッチメント計画と一体として実施することが重要となっている。この質の向上、飼育員によるガイド・講演・調査研究を担う時間確保のため、近年は企画立案や危険業務を除き非常勤職員及び臨時職員が必要となっている。 このように飼育員が行っている業務の質が変化・向上してきており、専門職を採用したりや研修機会を充実したりすることで、限られる人件費を最大限有効に活用し魅力ある動物園を創造することができると思われる。</p>	<p>飼育員は、現業職員として採用され、学校用務員や清掃業務員、動物飼育員などの職場に配置されております。御意見のとおり、動物飼育員が行う業務の質が変化しており、より高度な専門性が求められる状況にあります。 このため、平成26年度においても、質の高い動物園を目指して、必要な技術習得のための研修機会等の更なる充実を図っているところであります。 また、専門職の採用につきましては、動物飼育業務のあり方を検討する中で、関係部局との協議を進めるなど検討してまいりたいと考えております。</p>
	<p>【報告書51ページ】 第3章 5 人件費 ○ 人件費に関する分析を行うべきである。 他の動物園と人件費を比較したように、人件費に関しても効率や効果という観点での分析を行い、限られる人件費を最大限有効に活用する視点での改善を検討すべきである。円山動物園の場合、入園者一人あたり人件費及び職員一人あたり人件費の数値改善を図っていく必要があると思われる。</p>	<p>入園者一人あたり人件費につきましては、入園者の増に係る対策をいっそう強化していくことで対応してまいります。 また、職員一人あたり人件費につきましては、いただいた御意見も踏まえ、今後、分析を行うことといたします。</p>
	<p>【報告書57ページ】 第3章 6 医薬品管理 ○ 廃棄している医薬品が数多くあるので、対策を講じるべきである。 使用期限切れにより廃棄している医薬品が数多くあるが、これは円山動物園単独で医薬品の購入をしていることも一因であると考えられる。北海道には円山動物園以外に旭川市の旭山動物園やおびひろ動物園、釧路市動物園がある</p>	<p>円山動物園では、各種医薬品の必要性を精査のうえ購入し、疾病や外傷治療に備えております。 そのため御指摘のとおり、使用機会がなかったり、最少単位での購入でも箱内に残瓶が出たりし、使用期限が到来して廃棄する医薬品があります。 そこで「他園や大学との医薬品共同購入」を検討いたしました。薬事法</p>

<p>が、これらの動物園でも同様の状況であると推測される。それぞれの動物園が医薬品を購入し、使用し切れずにそれぞれの動物園で廃棄しているとすれば、明らかに不経済であるので、医薬品の廃棄については対策が必要である。</p> <p>まずは、円山動物園のみで対応できる策がないか検討することが第一であるが、難しい場合は、例えば、道内の他の動物園のほか、獣医学部を有する北海道大学、帯広畜産大学及び酪農学園大学と連携することにより、医薬品の廃棄を減らす方法がないかも検討すべきであると考えられる。</p> <p>動物園で使用する医薬品は共通していると思われるので、大量に使用する医薬品や頻繁に使用する医薬品に限らず、少量で稀にしか使用しない医薬品についても、まとめて購入すれば単価が安くなると考えられる。この共同購入については、医薬品に限らず、エサ・医療用消耗品等の購入においても導入できないか検討すべきである。</p> <p>連携方法としては、共同で購入するとか、共通の在庫場所を設けてお互いに使用するとかが考えられるが、あわせて薬品使用の緊急性、連携による新規事務の発生、施設間での輸送コスト等についても考慮のうえ検討する必要がある。</p> <p>なお、使用した分だけを支払う方法も、購入単価は上がるかもしれないが、廃棄のことを考慮するとトータルでは安いかもしれないので、当該方法の導入が可能か検討すべきである。</p>	<p>上の制約や保管管理上の課題、また各施設により必要とする医薬品の種類や使用頻度・量、使用機会が異なる状況などがあり困難と考えますが、御意見を踏まえてさらに綿密に最適な医薬品の整備に関する研究を行い、常に、製品情報を収集しながら最小購入単位について確認するなど、少しでも廃棄が少なくなるよう工夫してまいります。</p>
<p>【報告書76ページ】 第4章 収支（損益）分析 ○ 寄附金収入等の増加に向けて、更なる策を講じるべきである。</p> <p>札幌市では、寄附金を、地域の福祉活動や子どもたちへの支援等に充てているが、この寄附を募集している事業の一つとして「円山動物園の運営」を掲げている。</p> <p>平成24年度の収入分析をしたところ、歳入全体に占める寄附金の割合が9.2%であることから、寄附金の増加に向けた取り組みは非常に重要であると考えられる。</p> <p>寄附金増収については、基本計画において今後強化する旨示されていることから、動物園において引き続き検討を進めることが肝要であるが、強化に向けては、例えば次の取り組みが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一定額以上の寄附者について、園内にプレート銘板を設置する。 	<p>円山動物園では、多くの市民や企業・団体から寄附を受けており、同意を得られた方につきましては、氏名（団体名）や寄附金品の公表を行っております。</p> <p>また、ピリカグッズをはじめ、企業と連携し、様々なタイアップ商品を開発しており、取組を強化しているところでもあります。</p> <p>加えて、円山地区の近隣商業施設に限らず、多数の企業や団体とのタイアップイベント等も企画・実施を行っております。</p> <p>今後もこのような取組を強化し、動物園の魅力をアップさせることで収入の増加を図ってまいります。</p> <p>寄附につきましては、寄附者の御厚意であるため、金額に換算して公表することは必ずしも適当ではないと考え</p>

	<p>・札幌市に対する寄附については税の優遇措置があることから、動物園 HP 内の寄附金募集の記事においてその旨明記するなど、積極的にアピールする。</p> <p>・企業とのタイアップ商品の開発を強化するなど、取引企業等の数を増加させ、多くの企業からイベント等への協賛（寄附）を得られるようにする。</p> <p>このほか、現物寄附の増加に向けては、例えば次の取り組みが考えられる。</p> <p>・円山地区は、商業施設や飲食店等が多数存在するため、一定量の売れ残りが発生する商業施設や飲食店等に対して、売れ残り野菜等の寄附を依頼する。</p> <p>あわせて、実際に受け入れた飼料の品名、数量も公表するとともに、経費節減効果を明らかにするために金額に換算してこれも開示することが望ましい。</p>	<p>ますが、ホームページ等を活用するなどして、寄附金収入等の増加に向け、今後も積極的に取り組んでまいります。</p>
	<p>【報告書 76 ページ】 第 4 章 収支（損益）分析 ○ エネルギーの削減や二酸化炭素排出抑制の効果を毎年度作成している事業概要の中で開示すべきである。</p> <p>札幌市では、円山動物園を次世代エネルギーパークと位置付けて、整備を進めてきているところである。</p> <p>この次世代エネルギーパークとは、「太陽光や風力発電などの新エネルギーを積極的に導入し、市民が新エネルギーを見て触れて理解できる施設」として、経済産業省資源エネルギー庁が認定する施設のことである。</p> <p>ところで、民間大手企業では「環境報告書」を発行して、環境問題への取り組み（新エネルギーの採用・資源の再利用・ゴミの削減・二酸化炭素量の排出削減・エコカーの導入など）を開示している。</p> <p>前記したように円山動物園でも、新エネルギーなどの採用を積極的に行っていることから、これらの開示をして環境問題への取り組みをアピールすべきであると考えます。</p>	<p>今後作成する事業概要には、エネルギーの削減や二酸化炭素排出の抑制の効果を記載するとともに、例えばホームページへの掲載するといった方法についても、検討を行ってまいります。</p>
	<p>【報告書 118 ページ】 第 5 章 入園者数及び入園料収入分析 ○ 入園料の見直しについて検討する必要がある。</p> <p>円山動物園の財政状況を考えると、受益者負担の観点、来園者数への影響等を総合的に勘案しながら入園料のあり方について検証を進めなければならない。</p>	<p>受益者負担の観点や来園者数への影響等を総合的に勘案しながら入園料のあり方について検証を進めなければならないものと認識しております。</p> <p>今後、適切な入園料のあり方につきましては、他都市の状況やこのたびいただきました御意見も含め、多角的に研究を進めてまいります。</p>

一般的には、入園料の引き下げた場合には来客数増加の効果が期待できるが、動物園来園のインセンティブは、入園料の安さよりも展示動物の数や種類が充実しているかどうか大きいと想定されるため、見直しの方向としては、充実に向けて要する費用の負担、すなわち値上げの検討になると考える。これは受益者負担の観点とも合致する。

入園料改定によって収支にどのような影響があるかを検討することは重要である。今後アフリカゾーンやホッキョクグマ館の整備に伴い、入園料改定が必要となる。

この改定については、例えば次の考え方ができるので、これらを踏まえながら、入園料の見直しについて検討すべきである。

- ・年間パスポート（1,000円）については、現行の料金設定では2回の来園で元が取れることになる（600円×2回）。平成24年度の年間パスポート利用者の平均入園回数が2.8回であることから、3回目の来園で得になるよう、例えば1,200円に料金設定しても年間パスポートの販売枚数に大きな影響は与えないと考える。

また、年間パスポートには写真等を添付していないことから、使用時に本人確認を十分できない可能性がある。過去に使用中の年間パスポートがインターネットのオークションに出品されたという事実があることから、本人に成りすました不正使用を防止するため、年間パスポートの金額見直しと並行して、これまで以上に本人確認を強化するなど使用の更なる適正化に努めるべきである。

- ・入園料は引き上げるものの、例えば旭山動物園のように市民料金を設けて、市民については現在の額に据え置くとか、雪や寒さのため来園者が少ない冬季は割引料金を設けることも考えられる。

- ・市内在住高齢者の料金全額免除について、対象年齢の引き上げ又は一部料金の徴収を検討する。年齢引き上げについては、敬老優待乗車証（敬老パス）の交付対象年齢にあわせて70歳以上とすることが適当と考える。

- ・中学生以下の料金無料について、市内在住の者に限定する。または、中学生以下は原則有料としたうえで、例えば夏休みや冬休みを無料期間とする、遠足や修学旅行、社会見学については市外からの来園者を含めて無料とするなど、社会教育に配慮した柔軟的な運用を可能とする。

	<p>ただし、上記とは逆に、入園料を引き下げることにより入園者数を増やし増収に結び付けるという考え方も全く否定することはできないと考える。この場合には、例えば次のような考え方ができるので、入園料の見直しに当たって値上げ・値下げの両方向で検討する場合には、参考にしてほしい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入園者数を増やすためには、入園料金を値下げ（例えば500円ワンコイン）することも考えられる。ただし500円にする場合には団体料金は廃止し、年間パスポートは1,000円のままにするのが妥当と考える。 ・誕生月・誕生日の人については安くするか無料にするなど優遇料金を設定する。 ・毎月何人目かの有料入場者は入園料を無料にする。 	
	<p>【報告書119ページ】 第5章 入園者数及び入園料収入分析 ○ 入園者数増加について更なる策を講じるべきである。</p> <p>収支均衡に向けては入園料の増収策が極めて重要であるが、そのためには、まずは入園者数を増やすことが必要である。</p> <p>入園者数を増加させるには、動物園の魅力を高めるとともに、多くの人に知らしめることが最も重要であり、これについて即効性のある方策は存在しないことから、次の取り組みを積み重ねるなど継続的な対応が必要である。</p> <p>（特殊券に関すること）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ポイントカードを導入する。 ・年間パスポートを廃止して回数券にする。 ・札幌市が運営する有料施設や、他の類似施設（例えば、北海道大学植物園、サンピアザ水族館）と連携を図る。連携分野としては、広報活動、教育活動などが考えられるが、スタンプラリーの実施、共通券の発行など集客に向けた企画立案でも考えられる。 <p>（入園券の販売に関すること）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・札幌市内各施設（ホテル等）との連携などで、入園券・年間パスポートの販売箇所をもっと増やす。ゴールデンウィークや夏休み期間等においては、動物園窓口で入園券を購入するための待ち時間短縮の効果がある。 	<p>円山動物園では、動物園の魅力を高めるため、新しい動物舎の建設やリニューアル等のハード整備に加え、絶滅危惧種である動物の繁殖に力を入れる等の取組を行っております。</p> <p>また、各種メディアへの情報発信や民間企業との連携によるイベント企画等の取組も強化しており、来園者の増加に努めております。</p> <p>他の施設等との連携では、既にスタンプラリーの実施や共通券の発行等の取組を行っており、入園券や年間パスポートの販売協力もいただいているところではありますが、今後も他施設との連携を強化・拡大し、より円山動物園の魅力を高めて、入園者を増やす取組を進めてまいります。</p>
	<p>【報告書119ページ】 第5章 入園者数及び入園料収入分析 ○ 休園日の設定について検討すべきである。</p> <p>この章で行った分析では、冬期間11月から3月までの平日（学校が休みの日）の1日当た</p>	<p>休園日の設定につきましては、御意見で提示されているメリットも確かにあると思われていますが、休園日においても、動物維持のために要する水道光熱費や清掃費、飼育に係る人件費等は発</p>

	<p>り平均入園者数は495人で、平均入園料収入は158千円であった。また、年間を通した平日において、入園者数では月曜日が1日平均1,026人で最も少なく、入園料収入では水曜日が246千円で最も少なかった。冬期間の平日では、金曜日が入園者数1日平均445人で最も少なく、入園料収入では水曜日が124千円で最も少なかった。</p> <p>北海道及び東北地方にある動物園の休園日と比較すると、円山動物園は入園日が極端に少ない状況である。</p> <p>動物のストレス解消、職員の勤務状態改善、建設工事・修繕工事の集中効率化による工事費の削減、料金収納・案内・清掃・警備など委託費の削減、水道光熱費の削減などのメリットがあるため、冬期間だけ毎週決まった曜日（学校が休日の場合はその翌日）や期間を休園日に設定するなど、休園日の増加を検討すべきである。</p>	<p>生することから、効果は非常に限定的と考えられますので、期待される効果がどの程度生じるのか、今後、総合的に研究を進めることといたします。</p>
	<p>【報告書133ページ】 第6章 経営改善への取り組み ○ 環境変化に応じて計画の適時な見直しを行うべきである。</p> <p>動物園は、環境教育の拠点、生物多様性確保の基地といった役割を担い、その運営に当たっては中長期的な展望に立脚することが必要であると考えます。</p> <p>一方、動物園経営は、札幌市全体の財政状況のほか、原油価格等の高騰といった外的要因によって大きく変化することから、実施計画は環境変化及び実現可能性に応じてより望ましいものになるよう適時の見直しが必要となる。</p> <p>ところで、現在の基本計画は、中長期計画と詳細な実施計画（アクションプラン）を兼ね備えていることから、環境変化に応じて適時見直しが必要な場合でも、柔軟な見直しが行われにくいと考えられる。</p> <p>このため、中長期計画は大きな目標を掲げ、これとは別に年度計画または実施計画（アクションプラン）を設けることにより、中長期計画は個々の状況変化では変更せず、実施計画（年度計画）を柔軟に見直すことで対応すべきである。</p>	<p>基本計画に基づく短期年次の計画につきましても、予算編成時における議論や市民動物園会議、あるいは行政評価などの結果を踏まえて、適時見直しなど、柔軟に対応しているところですが、現在の計画は、平成28年度までを対象に取り組んでいくものでありますので、次回の改定の際には、いただいた御意見も参考にしながら、計画のあり方を検討することといたします。</p>
	<p>【報告書133ページ】 第6章 経営改善への取り組み ○ 投資等に係る効果の試算を行い、投資等の効果を測定すべきである。</p> <p>費用支出や設備投資は目的をもって行うもの</p>	<p>投資等にあたりましては、その効果として、入園者数を試算し、この入園者数から収入額等を予測しております。</p> <p>特に新施設の建設につきましても、</p>

	<p>であり、計画時の効果試算数値と実績管理時の効果実績数値を比較することで、施設への投資、イベントへの支出がどれだけ入園者数などにつながったのかの評価を行うべきである。例えば、天候などの外的要因の影響もあり難しい面もあるが、新エネルギー等への投資でどのくらい節電できたのかを算定することは意義があると考ええる。</p>	<p>話題性が非常に高く、どのくらいの入園者増の効果があるかを考慮し、優先順位をつけ、建設若しくは改修の計画を立案しております。</p> <p>また、イベントについても入園者の満足度調査を行い、より入園者のニーズを取り入れたイベント等を行うよう心掛けております。</p> <p>今後も、入園者がどのようなものを動物園に求めているか等を見極めながら、施設の建設や改修計画の作成、魅力あるイベント等を行うことといたします。</p>
	<p>【報告書133ページ】 第6章 経営改善への取り組み</p> <p>○ 目標設定は具体的な裏付けのある算定根拠に基づくべきである。</p> <p>収入・支出の目標のうち、特定科目に係る目標については金額的裏付けが乏しく、全体の目標金額に沿うように設定されていた。このため、当該科目は、目標未達の場合に具体的に何が原因で未達なのかの分析ができず、今後に活かされないことになる。</p> <p>したがって、全体の目標金額への整合性もさることながら、数字は実現可能性を考慮し、ある程度裏付けをもった算定根拠を設定すべきである。</p>	<p>収入目標につきましては、過去の入園者実績に基づき、一人あたりの入園料を割り出すことで、収入額を算定しており、円山動物園では基本計画の中で、年間入園者数を100万人という目標を掲げているため、この数字をベースに試算をしております。</p> <p>次に、支出目標につきましては、全体的に「削減」を目標として掲げており、具体的には、新施設などでのエネルギー削減のためのペレットボイラーや太陽光パネル等の積極的な活用、節電、節水等の経費節約を徹底しているところあります。</p> <p>今後は、いただいた御意見を踏まえて、より実現可能性を考慮した明確な算定根拠を設定し、目標を達成していきたいと考えております。</p>
	<p>【報告書133ページ】 第6章 経営改善への取り組み</p> <p>○ 単年度での進捗度管理を適時に行うべきである。</p> <p>年度単位での進捗度（実績）管理が行われず、さらに中長期の期間で基本計画を定めていることとも相俟って前期5年間の結果をまとめるのに2年近い作業を要している。</p> <p>PDCA サイクル（Plan 計画・Do 実行・Check 評価・Action 改善）による点検・見直しを適時に行うために単年度での進捗度管理、それも次年度の後半ではなく年度当初のような早いタイミングで行うべきである。</p>	<p>進捗状況や実績につきましては、毎年度、事業概要を編纂する過程で、各事業の成果と検証等を行っております。</p> <p>また、専門家、有識者で構成された「市民動物園会議」に定期的に（年に4回以上）報告を行い、その意見などを参考にしながら、PDCA サイクルによる点検・見直しを行い、基本計画を進めているところであります。</p>

包括外部監査の指摘事項等の概要及びそれに対する措置について（平成24年度以前）

監査結果報告年度 平成19年度

監査テーマ 土地の管理について

(1) 指摘

監査対象 局部等	指摘を受けた事項	指摘に対する措置 (検討結果及び対応)
財政局 管財部	<p>【報告書140ページ】</p> <p>第3 公社地について</p> <p>2 <u>下記の土地については、事業化のめどが立たない以上、速やかに売却すべきである。</u></p> <p>③ <u>南区小金湯（小金湯・その他事業用地）</u></p>	<p>本件土地は、平成3年に行政確保地として取得したものであり、平成13年の公有地利用調整会議において、都市環境緑地とする方向で検討されたものの、土壌が固く樹木の植栽等に適さないとの理由から事業化は困難と判断されたものであります。</p> <p>土地開発公社は平成26年4月に国から解散について認可を受け、現在、清算手続きを進めているところであり、本年8月から9月頃を目途に清算を終了し、当該地は札幌市に帰属されることとなります。</p> <p>土地の利用状況としては、平成21年12月から雪堆積場用地として北海道開発局へ貸付をしており、さらに、平成24・25年度には、札幌市の公共排雪も搬入しているため、建設局雪対策室においても将来的に札幌市の除排雪に係る雪堆積場用地として必要であるとの判断が示されていることから、建設局雪対策室に事業用地として、札幌市への帰属と同日付けで引き継ぐこととしました。</p>

監査結果報告年度 平成22年度
 監査テーマ 高速電車事業及び軌道事業について

(1) 意見

監査対象 局部等	意見	意見に対する措置 (検討結果及び対応)
交通局 事業管理部	<p>【報告書37ページ】 第9. 共通ウィズユーザーカードの未使用額について</p> <p>共通ウィズユーザーカードの未使用額について、簡便的に年度末での未使用額の一定割合や当年度売上金額の一定割合を次年度以降の利用見込額として前受金計上する方法など、実態を考慮した計算方法を選定した上で前受金処理することが望まれる。</p> <p>例えば、未使用額の10%が23年度以降利用されること、平成22年度末残高（売上金額ベース）が約5,700百万円となっていること、と仮定すれば、5,700百万円に10%を乗じた570百万円を前受金計上（＝売上からマイナス）することとなる。</p> <p>この計算方法については、交通局において検討されるべきである。</p> <p>また、共通ウィズユーザーカードが廃止される場合には、それまで未使用だった共通ウィズユーザーカードの使用が急増したり、払戻しをする場合には払戻金額が多額になる可能性があるため、前受金への計上金額が多額になることもあり得る。</p>	<p>共通ウィズユーザーカード未使用額の前受金処理につきましては、前受金計上額の算定方法についてこれまで検討しておりましたが、平成26年5月31日をもってカードの販売を終了し、平成27年3月31日には利用を終了することとなりましたので、前受金への計上は行わないこととしました。</p>
	<p>【報告書45ページ】 6. サピカの今後</p> <p>サピカの今後の十分な普及については、ウィズユーザーカードの最大プレミアムを低くするのか、又はウィズユーザーカードを廃止することによる面が大きい。</p> <p>平成22年12月7日の市議会経済委員会の中で、ウィズユーザーカードは廃止するとの基本的な方向性が示されたところであるが、今後、ウィズユーザーカードの取扱方法について、具体的な検討を進めることが必要である。</p> <p>なお、磁気カードを廃止した他都市では、磁気カードの発売を停止し、停止後の使用によって残高を減らしていく、または、磁気カードの使用を停止し、残高は払い戻す（またはICカードへ付け替える）、のいずれかの方法で対応しているとのことである。</p>	<p>ウィズユーザーカードは、サピカの交通系サービスが平成26年2月20日に出揃ったことに伴い、繰り返し使えるサピカに移行することによる環境負荷の低減やカード作成経費の削減、そのほかサピカとの二重コスト解消による市営交通事業の経営基盤の安定化を目的として、平成26年5月31日をもって発売を終了しました。</p> <p>なお、今後は平成27年3月31日をもって利用を終了するとともに、その翌日から5年間手数料なしで払い戻しを行う予定であります。</p>

【報告書 75 ページ】

5. 有形固定資産の減価償却方法

会計規程によると、有形固定資産の減価償却は取得価額の95%まで行うことができると規定されている。

交通局は、それに従い取得価額の5%に達するまで減価償却を行い、5%相当額を帳簿価額としてそのまま有形固定資産に残しているが、地公企法施行規則第8条第3項では、同項各号に定める有形固定資産は、さらに当該帳簿価額が1円に達するまで減価償却を行うことができる旨規定されている。

5%まで償却済のものは帳簿価額ベースで有形固定資産全体の1.6%程度しかないが、金額としては6,447百万円存在すること、今後、当該資産が増えていくこと、及び未使用となったものが帳簿残として残っているのが実態にそぐわないことなどを考慮すると、地公企法施行規則第8条第3項を適用し、**備忘価額1円に達するまで、減価償却を実施することを検討すべきである。**

【報告書 107 ページ】

1. 有形固定資産の減価償却方法

高速事業と同様、軌道事業において取得価額の5%まで償却済の有形固定資産残高を示すと下記のとおりである。

(単位：千円)

	平成21年度末 取得価額	平成21年度末 減価償却累計額	平成21年度末 帳簿価額
5%まで償却済の資産	1,517,843	1,441,902	75,940
償却済資産 (取替法適用あり)	1,241,055	620,509	620,545
耐用年数未到来資産	4,424,674	2,163,531	2,261,143
有形固定資産合計	7,183,573	4,255,943	2,957,629

帳簿価額ベースで、有形固定資産全体の2.6%程度しかないが、今後、増加していくことや、未使用資産が帳簿残として残っているのは実態にそぐわないことなどから、地公企法施行規則第8条第3項を適用し、**備忘価額1円に達するまで、減価償却を実施することを検討すべきである。**

【報告書 76 ページ】

7. 建設諸費 (所属課別の区分)

建設諸費を事業年度内に支出した建設費の割合に応じて、取得した有形固定資産全てに配分しているが、上記のとおり職員は所属課が異なっており、少なくとも施設課、車両課、電気課などの所属課ごとの有形固定資産に応じ配分計算する方法が合理的である。

有形固定資産の減価償却につきましては、地方公営企業法施行規則第15条第1項において、帳簿原価の100分の5に相当する金額まで償却することができ、また、同条第3項において、鉄骨鉄筋コンクリート造等の建物、建築物及び装置については、帳簿原価の100分の5に相当する金額に達した翌年度から当該有形固定資産が使用不能となると認められる年度までの各年度において、その帳簿価額が1円に達するまで減価償却を行うことができるとされております。

対象となる資産は現状において事業に供しており、耐用年数経過後の資産についても保守修繕を行いながら使用しており、今後も改良等を加えながら継続した使用を想定していることから、**帳簿価額1円までの減価償却は行わないこととしました。**

なお、今後の状況の変化等を考慮し、札幌市交通局会計規程に、減価償却の特例として、地方公営企業法施行規則第15条第3項の規定による帳簿価額1円までの減価償却を行う場合の事務手続方法を追加いたしました。

建設諸費の固定資産への配分につきましては、平成23年度から、職務内容の分析や再検討により建設諸費の人数の精査を行い、業務量に応じた人数分の建設諸費を計上しております。

これにより、各課における年度の資産増加額の割合と支弁職員の比率(建設諸費の額)が実態に近づいたものと

		<p>なっていること、また、資産の内容から複数の担当課が連携して対応している事業も多いことから、所属課ごとの配分計算は行わないこととしました。</p>
	<p>【報告書 83 ページ】</p> <p>11. 修繕引当金</p> <p>鉄道事業においては「鉄道に関する技術上の基準を定める省令」（平成13年国土交通省令第151号）第90条により、車両の重要部検査及び全般検査を行うことが定められている。</p> <p>この省令に基づき予測した検査に必要な金額の一覧表を検討した結果、修繕費用を予測計算することが可能であり、地公企法施行規則においても、修繕引当金は固定負債として勘定科目が設定されていることから、次のような考え方を参考にして、<u>今後、修繕引当金を計上することを検討する必要がある。</u>現状では、隠れた債務が存在する状況となっている。</p>	<p>修繕引当金の計上につきましては、「地方公営企業が会計を整理するに当たりよるべき指針」（平成24年1月27日付け総務省告示第18号）の「第5章 第4その他の引当金及びその評価」におきまして、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・修繕引当金（企業の所有する設備等について、毎事業年度行われる通常の修繕が何らかの理由で行われなかった場合において、その修繕に備えて計上される引当金をいう。）は、修繕が事業の継続に不可欠な場合等、修繕の必要性が当該事業年度において確実に見込まれるものに限り計上する。 ・特別修繕引当金（数事業年度ごとに定期的に行われる特別の大修繕に備えて計上される引当金をいう。）は、法令上の義務付けがある等修繕費の発生が合理的に見込まれるものに限り計上する。 <p>と示されております。</p>
	<p>【報告書 113 ページ】</p> <p>4. 修繕引当金</p> <p>軌道事業においては「軌道運転規則」（昭和29年運輸省令第22号）第28条及び第29条により、車両の重要部検査及び全般検査を行うことが定められている。この省令に基づき、軌道事業は検査を車両ごとに計画し、実際に実施している。</p> <p>現在、検査に関する費用は支出時に費用として処理している。</p> <p>各年度の費用は每期ほぼ均等になるように工夫されているが、地公企法第20条の費用の発生主義の考え方に準拠して、支出ベースの費用計上を行うのではなく修繕引当金を営業費用として繰り入れるのが望ましい。現状では隠れた債務が存在する状況となっている。</p> <p><u>地公企法施行規則においては、修繕引当金は固定負債として勘定科目が設定されており、修繕引当金の計上について、今後検討する必要がある。</u></p>	<p>車両の各種検査につきましては、営業運転に影響を及ぼさないようにするため、毎年度計画的に一定数の車両を順次検査しているため費用も年度間で均等化されており、また、上記指針にある修繕引当金の要件にも合致しないことから、修繕引当金の計上は行わないこととしました。</p>